

鳥獣法に係る提案事項に対する環境省意見について  
(地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会)

環境省

## 1. 鳥獣法において都道府県に権限を付与している考え方

鳥獣の生息状況等は地域ごとに大きく異なっており、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護及び管理が必要である。一方で、鳥獣は広域に移動するものが多く、ある程度  
広域的な単位で計画的に行行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣法）においては、都道府県知事は、都道府県の鳥獣行政の基本的な考え方を「鳥獣保護事業計画」として策定し、対策を実施する役割を負っている。

事業計画では、以下を含む基準等を設定している。

- ・鳥獣の捕獲等に係る許可基準の設定
- ・鳥類の飼養登録の留意点
- ・販売禁止鳥獣等の販売許可の考え方

よって、鳥獣の捕獲許可等の事務は、市町村個々の判断ではなく、知事の定める基準等と一体のものとして運用されることが必要である。

また、ニホンジカ、イノシシ等による被害の増加、深刻化に対応し、これらの個体数を10年後（平成35年）までに半減させることを目標として、平成26年5月に鳥獣法に「鳥獣の管理」を位置づける抜本的な改正を行った。

この中で計画管理主体として都道府県の権限、役割の強化を行った。具体的には、都道府県は、指定管理鳥獣について、実施計画の策定、捕獲の実施を行うことを位置づけた。

以上から、鳥獣の捕獲等については、強化された都道府県の機能を活かし、情報を集中した上で、都道府県が一貫して対応することが適当である。

## 2. 有害鳥獣の捕獲許可権限等の市町村への移譲について

鳥獣捕獲等許可申請については、現在も条例等の定めるところにより、市町村へ許可事務を移譲している場合がある。これらの権限移譲に当たっては、都道府県は野生鳥獣の絶滅のおそれも考慮した生息状況、農林水産業や生態系への被害状況等も勘案して、権限を移譲する市町村や対象鳥獣をきめ細かく定めている。

よって、市町村への一律の権限移譲では、広域的な観点を踏まえた、かつ、都道府県内の各地域の実情に応じた対応ができないことから、現在のように条例などにより個々に権限移譲を行うことが適当である。

さらに、現在実施している権限移譲では、市町村は、都道府県が策定する「鳥獣保護事業計画」の基準に基づき許可を行っているが、仮に許可基準の策定も含めて市町村に移譲した場合は、整合的な対応が行われず、広域的な鳥獣の保護及び管理に支障を与えるおそれがある。

また、この権限移譲のため、市町村の事務量が増加し、煩雑になることが想定される。

#### (例) 市町村への権限の移譲例

埼玉県：狩猟鳥獣 48 種、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（ただし、狩猟鳥獣に含まれるツキノワグマ及びカワウの捕獲許可に当たっては、特に慎重な取扱いを行うよう市町村と連絡調整を図るものとしている。）

神奈川県：狩猟鳥獣 48 種のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書の掲載種、カワウ、ニホンジカ、県内に生育が確認されていない種を除く 32 種及びドバト、ウソ、オナガ

北海道：キジバト、カワラバト（ドバト）、ニュウナイスズメ（一部市町村の卵の採取等を除く）、スズメ、キツネ、アライグマ等 10 種、とがりねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く）、ねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く）

#### 3. 鳥獣飼養の登録権限等の市町村への移譲について

狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養する場合は、鳥獣法第 19 条に基づく登録が必要である。その多くを占める愛玩目的の飼養については平成 19 年からはメジロ 1 種のみを対象（一世帯 1 羽限り）として飼養が認められ、平成 23 年 9 月からは現在飼養している個体に限定した個体の登録を認めている。

全国的に登録件数は少なく、今後さらに減少していくことが想定される。（平成 23 年度の全国の登録件数は 9,364 件で、1 市町村当たりに換算すると年間 5 件である。）

以上から、市町村への一律の権限移譲による効果は限定的であり、事務の効率的かつ円滑な実施という観点からはむしろ適切でないと考えられる（別添資料参照）。

#### 4. 販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲について

販売禁止鳥獣は、捕獲された鳥獣が食用品として販売等されることにより、違法捕獲等が増加し、個体数の急速な減少を招かないよう、鳥獣法第 23 条に基づき規制しているものである。

販売禁止鳥獣は現在ヤマドリのみが指定されており、許可件数は全国で平成 23 年度で 15 件のみである。

以上から、市町村への一律の権限移譲による効果は限定的であり、事務の効率的かつ円滑な実施という観点からはむしろ適切でないと考えられる（別添資料参照）。

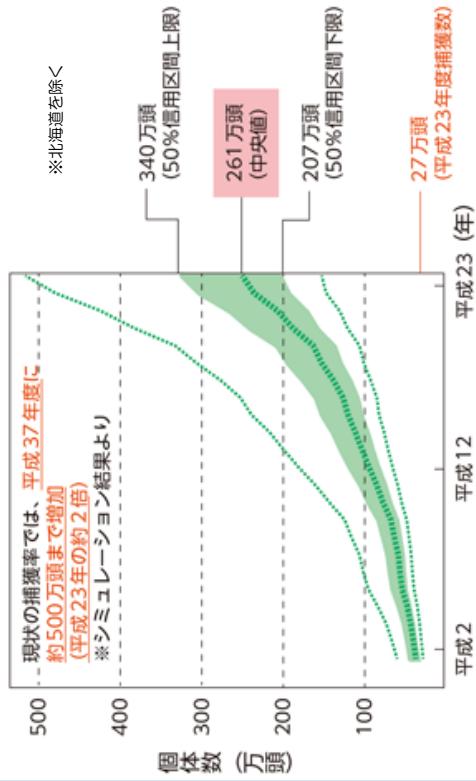
#### 5. 環境省意見

- 広域的な鳥獣行政の必要性、改正鳥獣法の趣旨も踏まえ、有害鳥獣の捕獲許可権限、鳥獣飼養の登録権限、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限については、引き続き、都道府県の事務とすることが適当。
- 地域の実情に応じ、適切なものについては、部分的に委任条例で対応していくことが適当。

# 鳥獣の保護及び管理の適切な推進

## 鳥獣被害の現状と対策の課題

### ニホンジカの生息個体数の推移



### 生態系・農林水産業

◇ 森林の衰退や生態系の単純化  
全國31国立公園のうち、20の  
国立公園で影響が深刻化  
（高山帶のお花畑の消失  
(南アルプス国立公園)）



※増田武弘氏撮影  
1979年  
2009年

## 鳥獣法の改正に係る背景

- ニホンジカ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害の拡大・深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足

## 鳥獣管理の目標

- ニホンジカ、イノシシの生息頭数を10年後までに半減

## 鳥獣法に基づく都道府県の事務

### 鳥獣保護管理事業計画の策定

- ◆ 第1種特定鳥獣保護計画・第2種特定鳥獣管理計画の策定
- ◆ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、事業実施等
- ◆ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定、公示等
- ◆ 都道府県指定鳥獣保護区の指定、行為許可等
- ◆ 狩猟免許試験の実施、狩猟免状の交付等
- ◆ 狩猟者登録
- ◆ 猟区の認可、公示等

### 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可等

- ◆ 有害鳥獣の捕獲許可、違反者への措置命令等
- ◆ 鳥獣飼養の登録、違反者への措置命令等
- ◆ 販売禁止鳥獣の販売許可、違反者への措置命令等

※凡例

赤色：平成26年の改正により都道府県の権限強化を行った事務

青色：今回市町村への移譲が求められている事務

黒字：從前から都道府県が行っている事務